

財産管理に関する定款補則

(目的)

第 1 条 この定款補則は、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会定款第 39 条に基づき、本会の財産管理に関する基本事項を定める。

(原則)

第 2 条 本会の財産管理は、次の原則に従い収支予算書、会計帳簿、及び計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成し管理しなければならない。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 会計帳簿は、複式簿記の原則に従って正しく記載しなければならない。
- (3) 計算書類は、会計帳簿に基づいて収支及び財産の状況に関する真実の内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- (4) 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

(収支予算書)

第 3 条 収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(会計帳簿)

第 4 条 会計帳簿は、次の主要簿及び必要な補助簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

(収支計算書)

第 5 条 収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(正味財産増減計算書)

第 6 条 正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明瞭に表示するものでなければならない。ただし、正味財産の増減が極めて少額である場合等正当な理由があるときは、正味財産増減計算書の作成を省略することができる。この場合においては、当該項目および金額を計算書類の注記に記載しなければならない。

(貸借対照表)

第 7 条 貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

(財産目録)

第 8 条 財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債につき、その名

称、数量、価格等を詳細に表示するものでなければならない。

(計算書類の注記)

第 9 条 計算書類には、必要な事項を注記しなければならない。

(保 存)

第 10 条 収支予算書、会計帳簿及び計算書類は、当該会計年度終了後 10 年間保存しなければならない。

(処 理)

第 11 条 この定款補則に基づく会計の処理に必要な事項は、理事会において別に定める。

(変 更)

第 12 条 この定款補則は、社員総会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

1. この定款補則は、2010 年 8 月 8 日制定し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。